

令和5年度の国保保険税率について

1 小牧市国民健康保険税率等の見直しについて【これまでの経緯】

平成30年度国民健康保険制度改正に伴い、決算補填繰入金の削減・解消を目指し、税率改正を行うこととなったが、国が求める保険税水準に一度に引き上げることは被保険者に急激な負担増となるため、本市においては激変緩和策として「決算補填繰入金は令和9年度まで、10年間で削減・解消する」こととし、平成29年12月20日に「平成30年度国民健康保険制度改革に伴う小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針」（以下「方針」という。）を定めた。

平成30年度から令和2年度までの国民健康保険税率については、当初決定した「方針」中にあらかじめ定め、税率等を改正してきた。

令和3年度保険税率については新型コロナウイルス感染症の感染拡大が市民生活に及ぼす影響を鑑み、資産割税率を除き令和2年度水準とし、令和4年度以降の国民健康保険税率等は、各前年度に定めることとした。

令和4年度は、令和5年度の国民健康保険税率等を定める。

2 県内市町村の保険税額、決算補填繰入金状況について（詳細は3ページ目）

平成30年度以降税率改正を重ねてきたものの、令和3年度決算における本市の保険税額は、県内54市町村中、1世帯当たりでは45位、1人当たりでは47位である。また、決算補填繰入を実施している市町村は54市町村中26市町村で、本市の繰入額は、総額では3位、1世帯当たり・1人あたりとも9位である。「保険税額を低く抑える結果、多額の決算補填繰入金を要する」状態である。

3 令和5年度の税率案の考え方について

「方針」に定める算定方法に基づき計算し、激変緩和策として1世帯当たりの最大上昇率は8%とし、この範囲内で保険税率を見直す。

4 令和5年度の税率案について

令和4年6月の被保険者の状況をベースとした試算に基づき設定する税率案は次のとおり。

		所得割税率	被保険者 均等割額	世帯別 平等割額
R4	基礎課税分	4.70%	24,600円	21,200円
	後期高齢者 支援金等分	1.79%	8,800円	6,600円
	介護納付金分	1.48%	8,600円	5,700円



		所得割税率	被保険者 均等割額	世帯別 平等割額
R5 (案)	基礎課税分	4.99%	25,000円	20,400円
	後期高齢者 支援金等分	1.99%	9,200円	6,800円
	介護納付金分	1.67%	9,200円	5,800円

R4からR5への一世帯あたり
平均上昇 6,739円、4.5%

※最大上昇率の世帯は1世帯、8.0%
最大上昇額の世帯は1世帯、63,600円

モデル世帯の税額の比較

(A) 介護あり世代(40~64歳)の両親と子ども2人

※収入があるのは世帯主のみ、配偶者と子らは収入なし

所得	50万円	172万円(平均)	300万円
R4	97,500円(5割軽減)	250,200円(2割軽減)	389,000円
R5	99,900円(5割軽減)	262,000円(2割軽減)	410,400円
R4→R5	2,400円、2.5%	11,800円、4.7%	21,400円、5.5%

(B) 70歳(年金収入のみ)の夫婦

所得	50万円 (世帯主50万円、 配偶者0円)	172万円(平均) (世帯主86万円、 配偶者86万円)	300万円 (世帯主150万円、 配偶者150万円)
R4	32,900円(7割軽減)	131,400円(2割軽減)	233,400円
R5	33,500円(7割軽減)	136,400円(2割軽減)	244,800円
R4→R5	600円、1.8%	5,000円、3.8%	11,400円、4.9%

(C) 40歳(給与収入のみ)の単身世帯

所得	50万円	172万円(平均)	300万円
R4	43,100円(5割軽減)	178,100	280,200円
R5	44,000円(5割軽減)	187,800円	298,600円
R4→R5	900円、2.1%	9,700円、5.4%	18,400円、6.6%